

令和元年 12 月吉日

全国社会保険労務士会連合会
都道府県社会保険労務士会 御中

厚生労働省労働基準局監督課

自己診断サイト「スタートアップ労働条件」に係る
周知用ポスター等の送付について

日頃から労働基準行政に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「規制改革実施計画」で、健康・安全・安心に働ける職場づくりのためには、使用者に対し、自主的な法令知識の取得を促すことが重要とされていることなどを受け、事業場における労務管理等の知識不足によるトラブルの発生を防止するため、使用者に対する労働関係法令等の周知にかかる取組を強化しているところです。

その取組の一環として厚生労働省の委託事業（受託者：株式会社廣済堂）において、設問に回答することにより、事業主が労務管理や安全衛生管理上のポイントについての診断や、時間外・休日労働に関する協定届（36 協定届）と就業規則の作成支援を受けられるサイト「スタートアップ 労働条件」を運営しており、その周知用のポスター、リーフレットを作成しましたので、送付させていただきます。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨に御理解を賜り、傘下の会員等への配布・頒布等により、周知に御協力いただきますようお願い申し上げます。

【担当】

厚生労働省労働基準局監督課
特定分野労働条件対策係

【連絡先】

03-5253-1111

(内線 5542)





事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト

スタートアップ労働条件

WEB診断

※ PC・スマートフォン・タブレット
端末に対応しています

労務管理・安全衛生管理の
設問に答えて、労働条件や
就労環境が診断できます

36協定届等 作成支援ツール

※ PCに対応しています

使いやすくりニューアル!

労働基準監督署にそのまま
提出できる36協定届を
作成できます

就業規則作成 支援ツール

※ PCに対応しています

労働基準監督署にそのまま
提出できる就業規則を作成
できます



スタートアップ労働条件

36 協定届作成支援ツールで

そのまま使える36協定届を作ませんか？

36協定届作成の流れ

時間外労働を行うには、サブロク(36)協定届が必要です。
36協定届を作成しようとしている事業者様、是非お役立てください。

※一年単位の変形労働時間制に関する書面(協定届、労使協定書、労働日等を定めたカレンダー)の作成支援ツールも同時公開中



STEP 1 データを入力

使いやすいリニューアル！

画面内の各項目に、労使で協定
する内容を入力していきます。

・労使は、36協定届の様式を用いて36協定を締結することができます。 ・協定届様式を用いて協定する場合は、労使ともに署名または記名押印をしてください。



STEP 2 出力

実際の36協定届として出力
されます。



STEP 3 提出

管轄の労働基準署にそのまま
届け出ることができます。

※使用者の署名または記名押印が必要です。

スタートアップ労働条件

就業規則作成支援ツールで

そのまま使える就業規則を作ませんか？

就業規則作成の流れ

常時10人以上の労働者を使用している事業場では、就業規則を作成し
所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。是非お役立てください。



STEP 1 データを入力

画面内の各項目に、タイトル
と内容を入力していきます。

・就業規則を作成し、又は変更する場合の所轄労働基準監督署長への届出については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者の意見を記し、その者の署名又は記名押印のある書面(意見書)を添付してください。



STEP 2 出力

就業規則のPDFデータを出力
できます。



STEP 3 提出

管轄の労働基準署にそのまま
届け出ることができます。

